# 建築指導事務の概要

# 令和7年度

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

# 目 次

第1章	制度及び行政組織	
第1節	制度の運用・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1.	建築確認申請を必要とする区域の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2.	都市計画区域内で用途地域の指定のない区域(白地地域)	
	における建築形態規制・・・・	6
3.	建築基準法施行条例による規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4.	千葉県建築行政マネジメント計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2節	行政組織の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第1.	市における建築主事の設置促進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1.	特定行政庁への移行の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2.	限定特定行政庁の発足の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3.	千葉県特定行政庁連絡協議会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第2.	県組織の運営等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1.	本庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2.	出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3.	千葉県建築審査会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
4.	千葉県建築士審査会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
5.	千葉県建築行政機関連絡協議会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
6.	日本建築行政会議への参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
7.		13
8.	建築基準適合判定資格者検定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第3.	市町村との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
1.	地区計画等の区域内における建築物の制限条例・・・・・・・・・・・・	14
2.	建築基準法等の規定により知事又は建築主事に提出する書類の受理・・・・・	14
第2章	建築指導行政の推進	
第1節	建築確認・許認可等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1.		16
2.		17
3.		17
4.	完了検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
5.	昇降機等の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
6.	書類の閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
7.		19
8.		19
9.	建築物の形態規制等に係る許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
10.		20
11.		20
12.	一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度による認定・・・・・・・	21
13.		21
14.	建築行政共用データベースシステムの導入 ・・・・・・・・・・・・・・・	22

第2節	既存建築物の定期調査・検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1.	特定建築物の定期報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2.	一般社団法人千葉県昇降機等検査協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第3節	建築基準関係規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1.	1-11-1	25
2.		25
۷.	同個的、障害省の物動等の目前にの促進に関する仏律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	∠ ر
55 A 55	<b>建築製造の加根</b>	00
第4節	建築動向の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
## C ##	<b>法にの日</b> 工化道	07
第5節	<del></del>	27
1.		27
2.	建築監視モニター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
3.	違反建築物等の指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第6節	紛争処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第7節	民間組織の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
1.	建築士試験・免許登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2.		31
3.	建築士事務所の業務実績報告書の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
4.	建築士・建築士事務所に対する指導監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
5.	浄化槽工事業者の登録及び特例浄化槽工事業者の届出 ・・・・・・・・・	35
6.	指定確認検査機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
7.	指定構造計算適合判定機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
8.	団体の育成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第3章	誘導的施策の推進	
第1節	千葉県建築文化賞 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
1.	制度の概要と令和6年度の実施状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
2.		36
۷.		0.
第2節	建築物の防災対策	40
1.		40
2.		41
3.		41
4.		42
5.	民間建築物のアスベスト対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
6.	防災査察の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
7.	がけ地近接等危険住宅移転事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第3節	福祉のまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
1.		43
2		4:

第4節	まちづくりの連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
1.	電波伝搬障害防止に対する協力 ・・・・・・・・・・・・・・ 44
2.	自然公園区域内における建築物に係る事前協議・・・・・・・・・・ 44
3.	印旛沼水質保全協議会、手賀沼水環境保全協議会・・・・・・・・・ 44
4.	海老川流域水循環再生推進委員会 ・・・・・・・・・・・・・ 44
5.	印旛沼流域水循環健全化会議・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
6.	廃棄物処理施設設置等協議会・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
7.	大規模開発連絡調整会議・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
8.	一宮川流域治水協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
9.	千葉県使用済自動車適正処理協議会・・・・・・・・・・・・・・ 45
10.	千葉県不法ヤード対策協議会・・・・・・・・・・・・・・・ 45
統計資料	
1.	建築着工状況年別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
2.	建築着工状況グラフ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
۵.	
3	
3. 4.	特定行政庁 (14 市) の状況 ・・・・・・・・・・・ 50
4.	特定行政庁 (14 市) の状況 ・・・・・・・・・・・・ 50 限定特定行政庁 (7 市) の状況 ・・・・・・・・・・・ 51
	特定行政庁 (14 市) の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 5. 6.	特定行政庁 (14 市) の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 5.	特定行政庁 (14 市) の状況
4. 5. 6. 7.	特定行政庁 (14 市) の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 5. 6. 7. 8.	特定行政庁(14 市)の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 5. 6. 7. 8. 9.	特定行政庁 (14 市) の状況
4. 5. 6. 7. 8. 9.	特定行政庁 (14 市) の状況

# 第1章 制度及び行政組織

# 第1章 制度及び行政組織

## 第1節 制度の運用・管理

建築指導行政に係わる制度は、建築基準法、建築士法等により基準が全国一律に定められているものと、地域の風土の特殊性等により、地方公共団体が定めているものがある。

県は、建築確認申請を必要とする地域の指定、建築基準法施行条例による規制等を行っている。また、 施行状況を把握するための調査を行っている。

#### 1. 建築確認申請を必要とする区域の指定

建築確認申請を必要とする建築物については、建築基準法第6条第1項第1号から3号に定められているが、そのうちの一つに「知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物」があり、現在7市町の12地区を当該区域に指定している。

# 2. 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域(白地地域)における建築形態規制

平成12年5月に公布された都市計画法及び建築基準法の改正により、白地地域の建築物の形態規制 (容積率、建蔽率、高さ等)について、これまでの一律の規制値ではなく、特定行政庁が、土地利用の 状況に応じて規制値を選択し指定するよう義務付けられたことから、平成16年2月3日に新たな規 制値を指定し(平成16年5月1日から適用)、都市計画の変更等に応じて適宜見直しを行っている。

#### 3. 建築基準法施行条例による規制

建築基準法では、地方公共団体がその地方の気候風土の特殊性や土地利用の状況等を考慮し、条例で建築物の建築に関する制限等を定めることができるとされている。

これに基づき、県では、建築基準法施行条例により、建築物の建築に際し一定の規制を行っている。

#### (1) 主な規制の内容

- ・がけ付近の建築物の敷地
- 大規模な建築物の敷地と道路との関係
- 特殊建築物(学校、映画館、百貨店、公衆浴場、旅館、共同住宅、児童福祉施設、長屋、倉庫等)の敷地、構造及び建築設備
- ・日影の制限に係る区域等の指定
- 建築設備(エレベーター、エスカレーター等)
- ・特定区域(リゾート地域)の特例

#### (2) 特定区域(リゾート地域)における建築物の規制について

・適用区域(条例第50条の2)

リゾート法にいう特定地域のうち都市計画区域及び建築基準法第6条第1項第3号の規定により知事が指定する区域(鴨川市、富津市、南房総市、睦沢町、大多喜町、鋸南町)

- 規制内容
  - ①安全の確保(条例第50条の3)
  - ②日影規制 (条例第50条の4)

# 4. 千葉県建築行政マネジメント計画

行政と民間団体の連携のもと、建築規制の実効性を確保し、建築物の安全性の確保及び良好な住環境を整備することを目的として、平成23年に「千葉県建築行政マネジメント計画(第1次)」、平成27年に「千葉県建築行政マネジメント計画(第2次)」を策定し、様々な施策に取り組んできた。

これまでの取組による一定の成果を踏まえ、さらに、これを持続的なものとするため、従来の第2次計画の内容を基本にしつつ、これに新たな制度改正の内容や、近年発生した違反建築物への対応などを反映し、令和2年8月に「千葉県建築行政マネジメント計画(第3次)」を千葉県特定行政庁連絡協議会において策定した。

県、県内特定行政庁及び関係団体等との連携のもと、前計画に引き続き、円滑かつ的確な建築行政 を推進している。

# 第2節 行政組織の充実

建築指導行政は、個々の建築物の安全性の確保等にかかる分野と、まちづくりの観点からの建築の 誘導にかかる分野とがある。

個々の建築物にかかる事務について、建築主事を設置している市は、特定行政庁として処理し、 それ以外の市町村は、県が処理している。

## 第1 市における建築主事の設置促進等

## 1. 特定行政庁への移行の促進

市町村が、建築基準法第 4 条の規定による建築主事を置くことにより、当該市町村は、同法第 2 条第 35 号の規定による特定行政庁となり、建築主事の処理する事務と合わせると、その市町村の建築指導行政の大部分を処理することになる。

現在、人口25万人以上の6市が同法第4条第1項の規定により建築主事を置き(いわゆる義務市)、 特定行政庁となっている。

また、人口 25 万人未満の市町村も同法第 4 条第 2 項の規定により建築主事を置くことができ (いわゆる任意市町村)、現在 8 市がこの規定により特定行政庁となっている。

今後、同法第97条の2の規定による、いわゆる限定特定行政庁の市について、人口が15万人以上の市、人口10万人以上でかつ限定特定行政庁発足後10年以上経過している市又は同法第6条第1項第1号から第2号の建築物の建築が特に多い市については、特定行政庁への移行を促進していく。

#### ○特定行政庁(市)

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、 習志野市、木更津市、流山市、成田市(統計等資料3を参照)

#### 2. 限定特定行政庁の発足の促進

市町村が、建築基準法第97条の2の規定による建築主事を置くことにより、当該市町村長は同法第4条の規定による特定行政庁となり(いわゆる限定特定行政庁)、建築主事の処理する事務と合わせ、その市町村の建築指導行政の一部を処理することとなる。

現在7市が限定特定行政庁となっているが、人口が6万人以上でありかつ人口が増加傾向にある市、若しくは市制施行後相当年を経過し成熟度が高い市について、人口及び建築動向を見ながら限定特定行政庁への移行を促進していく。

#### ○限定特定行政庁(市)

鎌ケ谷市、野田市、君津市、茂原市、四街道市、白井市、印西市(統計等資料4を参照)

## 3. 千葉県特定行政庁連絡協議会の運営

千葉県特定行政庁連絡協議会は、千葉県、特定行政庁 14 市及び限定特定行政庁 7 市で構成し、 研修会の開催や情報交換等を行い、建築行政の円滑な運営に努めている。

## 主な事業実績

#### ○会議等

- · 千葉県特定行政庁連絡協議会全体会議
- · 千葉県特定行政庁 · 指定確認検査機関連絡協議会
- ・その他、情報交換及び事例研究等に係る協議 等
- ○研究部会 9 部会
- ○講習会等
  - •建築担当職員研修 等

令和6年度 職員研修開催状況

年月日	場所	内容
令和6年 7月22日	千葉市 文化センター 9 階会議室 II・III・IV	・千葉県建築指導課長講話 ・建築基準法概論 ・建築士法概論 ・建築確認検査(意匠) ・建築基準法に基づく許可等 ・バリアフリー法と千葉県福祉のまちづくり条例について
令和6年 7月24日	建築会館 8階会議室	<ul><li>・建築確認検査(構造)</li><li>・建築確認検査(設備)</li><li>・建築基準法に基づく許可等</li><li>・不服申立て制度について</li></ul>
令和6年 9月4日	千葉市 文化センター	<ul><li>・都市計画制度</li><li>・開発許可制度</li><li>・住宅政策の概要について</li><li>・災害対応について</li><li>・定期報告制度</li></ul>
令和6年 9月6日	9 階会議室 Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	・過去の災害時令と防災立入について ・建築基準法に基づく違反指導 ・耐震改修促進法・応急危険度判定制度について ・建築物省エネ法・エコまち法について

#### 第2 県組織の運営等

## 1. 本庁

本庁においては、県土整備部都市整備局建築指導課に2室・4班が置かれ、県内の建築指導事務を 総括しており、国及び市町村並びに庁内関係課及び出先機関と連携して、以下の事務事業の適正な 執行を図っている。

#### (1) 建築指導課の分掌事務

- ・建築物に係る調査及び施策の企画調整に関すること
- ・建築形態規制に係る区域指定等に関すること
- ・建築関係団体及び建築士等の指導に関すること
- ・建築物の防災対策の推進に関すること
- ・誘導的建築行政推進のための事業に関すること
- ・「建築基準法」「建築士法」「浄化槽法」「建築物の耐震改修の促進に関する法律」「マンションの 建替え等の円滑化に関する法律」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「都 市の低炭素化の促進に関する法律」「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」「千葉県 福祉のまちづくり条例」等の施行に関すること(前記した法令及び条例全て他課が所管するもの を除く)
- ・建築審査会及び建築士審査会に関すること

## (2) 建築指導課の職員配置状況 (兼務職員は除く)

(令和7年6月1日現在)

職区分	課長	副技監	副記	果長	主幹		長 <b></b> 上幹	主	査	副主	査等	その		合	計	
班・室名	技	技	事	技	技	事	技	事	技	事	技	他 ※1	事	技	その他	計
_	1		1	2									1	3		4
管理調整班						1				1	1		2	1		3
企画班							1		1		2			4		4
建築指導室		1					1		2		2			6		6
耐震防災室					1				2	1	2		1	5		6
建築審查班							3		1	1	3		1	7		8
構造設備審査班							1		1		1	1		3	1	4
計	1	1	1	2	1	1	6		7	3	11	1	5	29	1	35

※1 その他内訳は、会計年度任用職員1名である。

技:技術職員 事:事務職員

※2 技術職員29名のうち、建築技術職員は28名、電気技術職員は1名(構造設備審査班)である。

## 2. 出先機関

県内に下表のとおり8の出先機関を設置し、建築指導行政の執行に当たっている。本庁と出先事務 所では建築物等の規模等により分掌事務を区分している。(詳細は55頁のとおり)

## (1) 出先機関の建築指導事務に関する分掌事務

- ・建築物等の許可、確認、検査等及び届出の受理に関すること
- ・道路の位置の指定に関すること
- ・建築士等の指導監督に関すること
- ・浄化槽の設置等に関すること
- ・特殊建築物の定期調査報告に関すること
- ・違反建築に係る建築主、施工者、設計者等の指導に関すること

## (2) 出先機関の職員配置状況

(令和7年6月1日現在)

職区分	課長	副主幹	主査	副主査等	その他		合計	
機関名	技	技	技	技	×1	技	その他	計
印旛土木事務所 建築課	1			5	1	6	1	7
成田土木事務所 建築宅地課	1		2	4	1	7	1	8
香取土木事務所 建築宅地課	1			2	1	3	1	4
海匝土木事務所 建築宅地課	1		1	3	1	5	1	6
山武土木事務所 建築宅地課	1	2		3	1	6	1	7
長生土木事務所 建築宅地課	1	1	1	3	2	6	2	8
安房土木事務所 建築宅地課	1	1		3	2	5	2	7
君津土木事務所 建築宅地課	1	1	2	5	1	9	1	10
###	8	5	6	28	10	47 <sup>**2</sup>	10	57

<sup>※1</sup> その他内訳は、会計年度任用職員10名である。

技:技術職員 事:事務職員

※2 技術職員47名のうち、建築技術職員は41名、土木職員は6名(成田2名・山武1名・君津3名(うち兼務2名))である。

# 3. 千葉県建築審査会

建築基準法に規定する許可の同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する裁決を行うとともに、 知事の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を審議する機関であり、現在の委員は次表の とおりである。

なお、特定行政庁の14市には、市建築審査会が置かれている。

# (1) 千葉県建築審査会委員名簿

(令和7年4月1日現在)

	氏	名		発令年月日	任期(期限)	専 門	備考
宇	於山	竒 勝	也	令和6年11月19日	令和8年11月18日	都市計画	会長
鈴	木	雅	之	11	II	建築	会長代理
芦	谷	典	子	"	JJ	経済	
子	安	正	宏	11	II	行政	
前	島	彩	子	"	JJ	建築	
姉	﨑	真	人	"	II.	法律	
古	屋	晴	子	II.	JI	公衆衛生	

# (2) 令和6年度の開催状況

<u>₩</u>	F. D. D.	議 題		議題		/ <del>-112</del> .
回数	年月日	許可	その他	備考		
第1回	令和6年 5月31日	3件				
第2回	令和6年 7月26日	2件				
第3回	令和6年 9月11日	1件				
第4回	令和6年11月13日	1件				
第5回	令和7年 1月10日	3件				
第6回	令和7年 3月18日		1件			
	計	計	11件			

# 4. 千葉県建築士審査会

知事が二級建築士、木造建築士の懲戒処分を行うとき又は二級建築士事務所、木造建築士事務所の 監督処分を行うときの同意及び二級建築士試験、木造建築士試験に関する事項を審議する機関で、 現在の各委員は次表のとおりである。

# (1) 千葉県建築士審査会委員名簿

(令和7年8月20日現在)

	氏	名		発令年月日	任期(期限)	備考
瀬	良	智	機	令和6年4月20日	令和8年4月19日	会長
釜	井	常	夫	JJ	JJ	
圓	﨑	直	之	JJ	JI.	
森	真	理	恵	II	<i>II</i>	
中	村方	え 紀	子	II	II	

# (2) 開催状況

(令和6年度実績)

回数	年月日	議題
第1回	令和6年 8月20日	二級・木造建築士試験「学科の試験」の合格基準の決定について
第2回	令和6年11月28日	二級・木造建築士試験「設計製図の試験」の合格基準の決定について

# 5. 千葉県建築行政機関連絡協議会の運営

千葉県建築行政機関連絡協議会は、県建築指導課及び土木事務所の建築担当課で構成し、情報交換、 事例研究、運用基準の調整等を行い、建築指導事務の円滑化を図っている。

# 令和6年度の開催状況

回数	年月日	場所	主な協議事項
第1回	令和6年5月21日	千葉市	令和6年度建築指導課各室及び班の事務概要
第2回	令和6年7月30日	千葉市	第31回 (令和6年度) 千葉県建築文化賞の作品募集に ついて
第3回	令和6年9月12日	千葉市	「建築台帳記載証明」及び「定期報告」の手続きに係 るオンライン受付システムの試行運用開始について
第4回	令和6年11月12日	千葉市	令和6年度情報システム部会の中間報告について
第5回	令和7年1月20日	千葉市	耐震改修促進法に係る事務処理要領の改正に対する意 見照会について
第6回	令和7年3月3日	千葉市	令和6年度情報システム部会の最終報告について

# 6. 日本建築行政会議への参画

日本建築行政会議は、建築主事等の知識、技術の向上を図るため、全国会議、ブロック会議、調査研究等の事業を実施している。

県は、建築指導事務の充実を図るため積極的に参加している。

#### (1) 令和6年度の日本建築行政会議への参画

年月日	場所	内 容
令和6年10月31日	古台47	令和6年度日本建築行政会議全国会議
~11月1日	東京都	7和0千及日本建築行政云巌王国云巌

この他、部会報告会として(1) 基準総則部会、(2) 市街地部会、(3) 防災部会、(4) 構造部会、(5) 設備部会、(6) 安全安心推進部会、(7) ICT 活用部会、(8) 指定機関部会、(9) 構造計算適合性判定部会がワーキンググループも含め、開催されている。

このうち、県は(1) 基準総則部会、(2) 市街地部会、(3) 防災部会及び(6) 安全安心推進部会に参加している。

## 7. 関東甲信越建築行政連絡会議への参画

関東甲信越ブロック内の各特定行政庁が、相互の連絡及び協議等を通じて建築行政の円滑な運営を 図ることを目的として設置された「関東甲信越建築行政連絡会議」の構成員として県も参画している。 この会議では、建築行政に関する諸問題の調査及び研究並びに報告等を行っている。

#### (1) 令和6年度の開催状況

年月日	場所	会議内容
令和7年1月10日	栃木県	建築行政に関する最近の動向について 他

# 8. 建築基準適合判定資格者検定

建築基準法第5条規定による一級建築基準適合判定資格者検定は、令和6年8月30日(金)に行われ、本県からは、67名が受験を申込み、20名が合格しており、二級建築基準適合判定資格者検定は、令和6年6月28日(金)に行われ、本県からは、45名が受験を申込み、11名が合格している。

#### 第3 市町村との連携

#### 1. 地区計画等の区域内における建築物の制限条例

市町村は、地区計画等の区域内の建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項に関して、計画で定められた事項のうち特に重要な事項について、条例を定めることによって建築基準法の制限とすることができ、規制措置が可能となる。

県は、市町村の条例制定に関して助言を行っている。

# 2. 建築基準法等の規定により知事又は建築主事に提出する書類の受理

県では、千葉県建築基準法施行細則第2条の規定により、これらの書類を当該建築物等の所在地の 市町村に提出することしている。

市町村は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年千葉県条例第1号) 第2条の規定により、建築基準法等に基づき知事又は建築主事に提出する申請書又は届出書の受理 事務について知事から権限移譲されており、市町村建築確認申請書等取扱要綱に基づいて処理する こととなっている。

# 第2章 建築指導行政の推進

# 第2章 建築指導行政の推進

安全で快適な魅力ある都市環境、住環境を形成していくためには、一つ一つの建築に対する的確な 規制誘導が極めて重要である。

建築基準法では、建築物の安全性等の最低基準を示し、建築確認、検査等により、実効性を確保している。また、同時に建築の設計、監理に携わる建築士の資格等を定めた建築士法により、必要な技術者の育成・指導を行っている。

また社会情勢の変化に伴い、ユニバーサルデザイン化への要求、環境問題等、建築物への要求も複雑かつ多面化している。このような状況に対応するため、許可、認定、指導、調整等のより一層適切な執行、運用を図っている。

# 第1節 建築確認・許認可等

建築確認の事務は、建築工事着手前に建築計画を提出し、その計画が建築基準関係規定(検査の特例 が適用される場合は、一定の規定を除く)に適合している旨の確認をするものである。

この建築確認の事務は、建築基準法により建築主事が行うこととされ、市又は県に置かれる建築主事が行っている。なお、平成11年5月1日から民間の指定確認検査機関も、この事務を行うことが可能になった。

## 1. 確認申請・計画通知の審査

建築主は建築物、建築設備又は工作物を建築等する場合には、その工事着手前に確認申請書を 提出し、その計画が建築基準関係規定に適合していることの確認を受けなければならないとされて いる。(国又は県等の公的機関は確認申請ではなく、計画通知)

建築主事は提出された確認申請書等を審査し、建築基準関係規定に適合するものについて確認等 処分をしている。

なお、事務の所管区分は、統計等資料8のとおりである。

建築確認等の状況 (単位:件)

	所管区分	令和4年度	令和5年度	備考
	建築指導課	6	22	
県	出先機関	263	153	計画通知及び計画変更の確認 件数を含む
	計	269	175	什数を含む
	特定行政庁	464	393	
市	限定特定行政庁	68	53	
	計	532	446	
	県内合計	801	621	

※詳細は、統計資料9~12を参照

# 2. 安全措置等の計画の届出受理

百貨店、病院、ホテル等の特殊建築物及び地下の工作物内に設ける建築物で、政令で定めるものの 建築主は、当該建築物の新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に当該建築物を使用する場合 には、あらかじめ工事中の安全上の措置等に関する計画を作成して、特定行政庁に届出なければ ならないとされている。

届出のあった安全計画書に記載された安全上、防火上又は避難上講ずる措置が、当該工事中の 建築物の安全を確保するために十分でないと認められる場合には、その改善を指導することで、 安全性の向上を図っている。

# 3. 中間検査

平成11年5月1日に施行された改正法第7条の3により、特定工程(国が指定する工程のほか、特定行政庁が地域の事情を勘案して区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程)を含む工事を終えた場合には、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ特定工程後の工程へ進めないこととなった。

本県では、平成11年12月1日に特定行政庁が指定する工程を指定し、平成12年3月1日より中間 検査制度を開始しており、概ね3年ごとに構造、用途及び規模の見直しを行いながら、中間検査 合格証の交付事務を実施している。

平成23年10月1日からは、それまで県内特定行政庁毎にばらつきのあった特定工程を統一し、 平成29年10月1日施行分より、用途を「戸建て住宅」と「それ以外の用途」に分類した上で、各々 一定規模以上のものについて、特定工程を指定している。

# 中間検査合格証交付の状況

(単位:件)

	所管区分	令和4年度	令和5年度	備考
	建築指導課	0	0	計画通知を含む
県	出先機関	3	4	
	計	3	4	
	特定行政庁	11	10	
市	限定特定行政庁	0	0	
	計	11	10	
	県内合計	14	14	

# 4. 完了検査

工事が完了した建築物又は工作物及びその敷地が、建築基準関係規定(検査の特例が適用される場合は、一定の規定を除く。)に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは 検査済証を交付している。

検査は、現場における形態等のチェックのほか、必要に応じて工事中の記録についても実施している。

令和5年度の検査済証交付の状況

	所管区分	交付件数	備考
	建築指導課	3	計画通知を含む
県	出 先 機 関	157	IJ
	計	160	IJ
	特定行政庁	279	IJ
市	限定特定行政庁	39	IJ
	計	318	IJ
	県内合計	478	IJ

## 5. 昇降機等の検査

工事が完了した昇降機等について建築基準法、同施行令、同条例に適合させるべく検査し、適合と 認められた場合に検査済証を交付している。

令和5年度の昇降機等の検査済証交付件数の状況

所管区分		交付件数	備考
	建築指導課	13	計画通知を含む
県	出 先 機 関	0	JJ
	計	13	JJ
	特定行政庁	57	IJ
市	限定特定行政庁	0	II
	計	57	JJ
	県内合計	70	JJ

#### 6. 書類の閲覧

建築基準法第 93 条の 2 の規定により、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに同法 第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定による報告に関する書類について、紛争予防、違反建築物の未然防止 及び消費者保護の観点から、請求に基づき閲覧させている。令和 6 年度の書類閲覧申込み件数は 43 件である。

# 7. 建築確認・許可申請手数料

建築確認の申請をする者等から、使用料及び手数料条例に基づき、手数料を徴収している。

手数料収入の状況 (単位:万円)

	所管区分	令和5年度	令和6年度	備考
	建築指導課	338	216	
県	出先機関	1, 248	1, 308	
	計	1, 586	1, 524	

<sup>※</sup>本表には、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料を含み、条例認定手数料は含まない。

#### 8. 用途地域の制限の許可

建築基準法第48条ただし書きにより、建築物が用途地域の制限に抵触する場合は、用途地域の制限の設定目的から逸脱しないものや公益上やむを得ないと認めるもの等に対して許可を行っている。

なお、許可の際には、公開による利害関係者からの意見の聴取及び建築審査会の同意を要件としている。

許可の状況 (単位:件)

所管区分	令和5年度	令和6年度	備考
県・建築指導課	1	0	
市・特定行政庁	10	12	
県内合計	11	12	

#### 9. 建築物の形態規制等に係る許可

建築物の形態等に関する制限の許可の際、特定行政庁は、建築審査会の同意を得て、主として その計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合に許可することができる。

主な許可としては、容積率の制限の許可、第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域内における高さの制限に関する許可、道路及び北側斜線制限等に関する許可及び日影制限に関する許可等がある。

また、高度利用地区内の建築物の各種形態規制の緩和等がある。

その他、総合設計による許可や卸売市場やごみ焼却場等の位置の決定に関する許可(都市計画 審議会の議を経て、その敷地が都市計画上支障ないと認める場合)及び仮設建築物にかかる許可 (建築審査会の同意は不要)等がある。

## 10. 接道義務の特例に係る認定及び許可

建築物の敷地の接道義務について、特定行政庁は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合に、建築審査会の同意得て、例外的に許可することができる。また、平成30年9月施行の改正建築基準法により、許可制度に加え、建築審査会の同意を不要とする認定制度が創設された。

県では、この改正を受け、新たに認定基準を策定するとともに、従前からの許可基準についても 建築審査会の同意を不要とする包括同意基準を策定し、手続きの簡素化、迅速化に努めている。

許可等の状況 (単位:件)

	許可		認	定	/#: #Z
所管区分	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	備考
県・建築指導課	11	10	13	16	
市·特定行政庁	135	143	30	35	
県内合計	146	153	43	51	

#### 11. 建築協定の認可

住宅地の良好な住環境や、商店街としての利便を高度に維持・増進すること等を目的とし、地域住民の合意により、法の一般基準を超えた基準を定めることを認めた制度である。協定は市町村の条例で定めた区域(都市計画区域外においても適用可)において、土地の所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者が、その全員の合意によって協定を結び、特定行政庁の認可を経ることにより公的な拘束力を与えようとするものであり、協定認可公告後に権利を得た土地所有者にも効力が及ぶ。

地区レベルのまちづくり手法として、地区計画制度とともに良好な環境のまちづくりに多大な成果 を上げている。

# 建築協定の認可状況(失効分を含む)

	3	全県下	県	認可分	市・特	定行政庁分
令和6年度認可	4件	4.79 ha	0件	0 ha	4件	4.79 ha
令和5年度以前認可	456 件	1,860.73 ha	197 件	1, 108. 71 ha	259 件	752.02 ha
合計	460件	1,865.52 ha	197 件	1, 108. 71 ha	263 件	756.81 ha

# 12. 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度による認定

一団地の総合的設計制度は、一団地内に二以上の構えを成す建築物で、総合的設計によって建築する場合に、特定行政庁がその建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したものについては、接道義務、容積率、建蔽率、斜線制度、日影制限等の規定を同一敷地内にあるものとみなす制度である。

また、連担建築物設計制度は、複数敷地により構成される一団の土地の区域内において、既存建築物の存在を前提とした合理的な設計により、建築物を建築する場合において、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上、衛生上支障ないと特定行政庁が認めるものについては、複数建築物が同一敷地内にあるものとみなす制度である。

これらの制度を活用することにより、市街地の環境を確保しつつ、建築物による土地の有効利用を 図ることができる。

認定の状況(累計) (単位:件)

所管区分	令和5年度	令和6年度
県・建築指導課	598	599
市・特定行政庁	871	876
県内合計	1, 469	1, 475

#### 13. 建築物の高さに係る認定

建築基準法第55条第2項により、都市計画により、建築物の高さが10メートル以内と定められた第一種及び第二種低層住居専用地域内で、敷地内の空地及び敷地面積が政令第130条の10の規定に適合し、低層住宅に係る良好な住居環境を害するおそれがないと認められるものの高さの限度を12メートルとするものである。

認定の状況 (単位:件)

所管区分	令和5年度	令和6年度
県・建築指導課	0	0
市・特定行政庁	1	0
県内合計	1	0

# 14. 建築行政共用データベースシステムの導入

建築行政共用データベースシステムとは、特定行政庁等の業務を支援するために開発された IT システムである。県では、本システムを導入し、建築士・建築士事務所の登録・処分状況等の チェックや、確認検査等の台帳整備・保存、各種の調査・統計等の業務を行っている。

また、千葉県内の建築物に関するデータを視覚的に把握するために、一般財団法人建築行政情報 センターの提供する建築行政地図情報システムの運用も併せて行っており、台帳記載証明の発行・定 期報告管理業務・アスベスト対象物件管理及び指定道路の情報管理などの業務を効率的に進めている。

## 第2節 既存建築物の定期調査・検査

# 1. 特定建築物の定期報告

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定により、特定建築物及び特定建築設備等について、その 所有者又は管理者は、安全を確保するうえで避難経路や避難施設等、防火扉や防火シャッター等の 重要な点を中心にして、建築士又は資格者証の交付を受けている者等に、定期的に調査・検査させ、 その結果を特定行政庁に報告することになっている。

定期報告を要する特定建築物の用途・規模及び報告時期は、23頁の表のとおりである。

なお、昇降機等(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設)及び特定建築物 に設ける建築設備等は毎年報告することが定められており、また法改正に伴い、平成 30 年度より 防火設備の報告を行うよう定めた。

# 2. 一般社団法人千葉県昇降機等検査協議会

昇降機等(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機など)及び遊戯施設の安全確保を 図るため、建築基準法の規定する定期検査報告業務の適正な執行を推進するため昭和 47 年に設立 された団体であり、定期報告事務の補助、検査従事者と特定行政庁との間の連絡調整、昇降機等検査 資格者の指導等を行っている。

県では、管内の昇降機等の現況を効率的に把握するために、同協議会と協定を結び、定期検査報告 データ、所有者・管理者の情報等の電子ファイル化を依頼している。

また、特定行政庁との定例打合せ会、昇降機等検査員に対する講習会などの場を通して、検査資格者の指導育成に努めている。

理事長 藤原 常記

事務所 〒260-0028 千葉市中央区新町 1-17 JPR 千葉ビル 5 階 電話 043-239-5372

# 定期報告を要する特定建築物一覧表

(令和7年3月1日現在)

	建築物の用途	*1 建築物の規模	報告時期
(1)	劇場、映画館又は演芸場の用 途に供する建築物	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物 (※2 特定規模建築物」を除く。) ロ 当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の 床面積の合計が200㎡以上の建築物 ハ 当該用途に供する建築物で、主階が1階にないもの	
(2)	観覧場 (屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物 (**2 「特定規模建築物」を除く。) ロ 当該用途に供する部分 (客席の部分に限る。)の 床面積の合計が200㎡以上の建築物	【建築物】
(3)	病院、診療所(患者の収容施設がある診療所に限る。)又は <sup>283</sup> 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等(上記以外)	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物 (**2 「特定規模建築物」を除く。) ロ 当該用途に供する2階の部分(病院、診療所にあっては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300㎡以上の建築物	令和8年5月1日から末日 までの間 (2年ごと) 【建築設備・防火設備】 令和8年5月1日から末日 までの間 (毎年)
(4)	旅館又はホテルの用途に供 する建築物	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物 (**2 「特定規模建築物」を除く。) ロ 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物	
(5)	学校又は学校に附属する体 育館の用途に供する建築物	イ 3 階以上の階を当該用途に供する建築物 (**2 「特定規模建築物」を除く。) ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物	【建築物】 令和8年8月1日から末日
(6)	体育館(学校に附属する体育館を除く。)博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	イ 3 階以上の階を当該用途に供する建築物 (※ <sup>2</sup> 「特定規模建築物」を除く。) ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物	までの間 (3年ごと) 【建築設備・防火設備】 令和7年8月1日から末日までの間 (毎年)
(7)	百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、 料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物 (※2 「特定規模建築物」を除く。) ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000 m 以上の建築物 ハ 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500 m 以上の建築物	【建築物】 令和7年10月1日から末 日までの間(2年ごと) 【建築設備・防火設備】 令和7年10月1日から末 日までの間(毎年)

- ※1 避難階以外の階を当該用途に供しないものを除く
- ※3 平成 28 年 1 月 21 日国土交通省告示第 240 号第 1 第 2 項各号に掲げる用途
- ※4 建築物が定期調査対象外であっても、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²以上の建築物であれば、防火設備の定期検査報告書の提出が必要

定期報告の状況

	年度 区分	特	特定建築物			建築設備等			防火設備		
所管区分		対象	報告	報告率	対象	報告	報告率	対象	報告	報告率	
		件数	件数	(%)	件数	件数	(%)	件数	件数	(%)	
県出先機関	令和4年度	981	631	64. 4	378	190	50. 3	953	790	82. 9	
<b>州山川城</b>	令和5年度	725	620	85. 5	379	189	49. 9	件数 件数 件数 953 79 1,001 80 2,392 1,73 2,185 1,63	801	80. 0	
市・特定行政庁	令和4年度	1, 938	1, 406	72. 6	1, 549	815	52. 7	2, 392	1, 736	72. 6	
川"村足11以/1	令和5年度	1, 528	1,067	69.8	1, 491	824	55. 3	2, 185	1, 619	74. 1	
旧内公弘	令和4年度	2, 919	2, 037	69.8	1, 927	1,005	52. 2	3, 345	2, 526	75. 6	
県内合計	令和5年度	2, 253	1, 687	74. 9	1,870	1, 013	54. 2	3, 186	2, 420	76. 0	

※防火設備の報告は平成30年度より開始

	左座	昇降機等				
所管区分		対象	報告	報告率		
	区分	件数	件数	(%)		
県出先機関	令和4年度	5, 821	5, 288	90.8		
· 异山尤(矮)	令和5年度	5, 921	5, 378	90.8		
市・特定行政	令和4年度	30, 377	28, 248	93. 0		
庁	令和5年度	30, 967	29, 086	93. 9		
県内合計	令和4年度	36, 198	33, 536	92. 6		
₩ Y Y G T T	令和5年度	36, 888	34, 464	93. 4		

## 第3節 建築基準関係規定

#### 1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、 建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、原則すべての建築物について、建築物のエネルギー 消費性能基準への適合が義務付けられた。(平成29年4月施行(施行当時は、一定規模以上の非住宅 建築物が対象))また、エネルギー消費性能向上計画の認定制度(平成28年4月施行)が定められ、 県では、適合性判定及び認定を行っている。

#### 2. 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律

「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称ハートビル法)と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称バリアフリー法)を統合して、新たに、「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称バリアフリー新法)が平成18年12月20日から施行された。

この法律においては、特別特定建築物で、政令で定める規模のもの(延べ面積 2000 ㎡以上のもの (公衆便所にあっては、延べ面積 50 ㎡以上)) は、建築物移動等円滑化基準に適合することが義務化 されており、建築基準関係規定として審査されている。また、特定建築物で、建築物移動等円滑化 誘導基準に適合し、かつ資金計画が適切なものは、計画の認定をしている。

## 第4節 建築動向の把握

# 1. 建築動態統計調査

建築動態統計調査規則に基づき、建築主から知事へ提出される建築工事届及び施工者から知事へ 提出される建築物除却届(建築基準法第 15 条第 1 項)、市町村から知事に提出される災害報告 (同 3 項) について、毎月集計して国へ報告している。

県では、国が毎月公表する建築着工統計をもとに県内分の建築着工状況を分析して、1月から12月までの年間の統計情報を翌年3月に公表している。

## 県内建築着工状況

令和6年1月~令和6年12月実施

項目	数値	前年対比(%)	全国順位
全建築物			
着工床面積	5,798 千m²	<b>▲</b> 4. 6	6 位
工事費予定額	1,641,156 百万円	13. 7	
新設住宅			
着工戸数合計	44,008 戸	<b>▲</b> 1. 2	6 位

床面積合計	3, 342	<b>▲</b> 4. 7	
-------	--------	---------------	--

※詳細は、統計資料1及び2を参照

# 第5節 違反の是正指導

近年、違反建築物件数(棟数)は減少傾向にあるが、違反事項別件数では、手続違反の他、違反是正 に時間を要する実態違反が多く見受けられている。

県としてもこの事態に対応するために、適切かつ迅速な違反処理を求められており、昭和 46 年から 建築指導課及び各関係出先機関の職員を建築監視員として任命し、違反処理の迅速化かつ効果的な是正 指導を目指している。また、併せて下記の施策を行い、より一層の建築指導行政の円滑化、適正化に 努めている。

## 1. 建築パトロール

違反建築物の発生を未然に防止することを目的として、各出先機関単独の建築パトロール、建築 指導課及び各出先機関と合同の建築パトロール、県下一斉建築パトロール等を、関係市町村等の協力 を得ながら計画的に行っている。

建築パトロール等における違反建築物の概要

	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
パトロール回数	129	120	119	100	51	52	106	113	110
立入棟数	1, 111	937	910	697	335	383	737	720	623
違反棟数	50	40	32	27	19	34	25	33	22
是 正 棟 数	19	9	6	5	6	8	9	13	10

#### 2. 建築監視モニター

都市の健全な発展を図るため、民間の建築士の中から25名の建築監視モニターを委嘱し、違反建築物の早期発見、よりきめの細かい技術的な指導や地域に根ざした建築基準法の啓発を官民が協力して行っている。

## 3. 違反建築物等の指導

令和6年度に立入調査を行った建物は656棟であり、そのうち22棟で違反があった。 主な違反内容は、手続違反、避難施設等、構造耐力上の規定、道路内建築制限等であるが、 これらの違反に対しては、違反建築物等事務処理マニュアルに基づく指導や法に基づく措置命令を 行っている。

違反建築物事項別件数

(令和6年度実績)

違反事項	違反該当条項	違反事項件数	※2是正件数
確認申請手続	法第6条	18	13
第22条指定区域内の屋根、外壁の不燃	法第22条・第23条	6	3
避難施設等	法第 35 条	6	3
内装制限	法第35条の2	4	1
耐火構造・防火構造等	法第27条・第36条	5	1
構造耐力上の規定	法第20条・第36条	15	10
敷地等と道路の関係	法第 43 条	1	0
道路内の建築制限	法第 44 条	1	0
私道の変更又は廃止の制限	法第 45 条	0	0
用途地域内の建築制限	法第 48 条	1	2
容積率制限	法第 52 条	1	0
建ぺい率制限	法第 53 条	2	1
第一種住居専用地域内の外壁後退距離	法第 54 条	0	0
第一種住居専用地域内の絶対高さ制限	法第 55 条	0	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0	0
日影による中高層の建築物の高さ制限	法第 56 条の 2	0	0
高度地区の高さ制限	法第 58 条	0	0
防火、準防火地域内の建築物	法第61条・第62条	1	0
〔確認表示板〕	法第 89 条	[91]	[89]
その他		3	2
<sup>※1</sup> 合計		64	36

<sup>※1</sup> 合計は〔〕を除く。

<sup>※2</sup> 是正件数は令和6年度以前の違反事項が令和6年度に是正された件数を含む。

## 第6節 紛争処理

建築基準法は、個々の建築物の安全、防火及び衛生上に関する基準と建築物の配置、形態、用途に関する基準を定め、もって国民の生命、財産等を保護することを目的としているが、近年の市街地の高密度化等社会環境の変化やライフスタイル及び建築物の多様化に伴い、建築物に関する紛争も多岐にわたってきている。

したがって、これらに伴う相談件数も数多く寄せられており、県としては、建築基準法に関する内容・制度の説明、解釈及び建築事務としての指導はもとより、より適切な相談窓口を教示するなど、問題解決に努めている。

# 第7節 民間組織の充実

建築士法に基づき建築物の設計、工事監理を行う技術者の専門技術の水準の確保と質の向上を図る とともに、業務に対する責任制度が確立されるよう努めている。

浄化槽法に基づき浄化槽施工業者の適正な業務の遂行が図れるよう指導に努めている。

建築基準法に基づき建築物等の確認検査を行う指定確認検査機関並びに一定の高さ等を超える建築物の構造計算の法適合性や計算過程等の審査を行う指定構造計算適合性判定機関の指定等を行うほか、 これらの機関が適正な業務を行うための指導に努めている。

#### 1. 建築士試験・免許登録

建築士法により、一定規模以上の建築物の設計、工事監理は一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければできないこととされている。

また、一級建築士になろうとする者は国土交通大臣の、二級建築士又は木造建築士になろうとする者は知事の試験に合格し免許を受けなければならない。

# (1) 二級建築士試験及び木造建築士試験

二級建築士試験は、令和6年7月7日(日)に「学科の試験」、9月15日(日)に「設計製図の 試験」を実施した。木造建築士試験は7月28日(日)に「学科の試験」、10月13日(日)に「設 計製図の試験」を実施した。

なお、二級建築士の千葉県知事登録者数は、令和7年3月末現在25,341名、同様に木造建築士の千葉県知事登録者数は462名となっている。

# 令和6年「学科の試験」結果表

種別	受験有資格者	受験者	合格者	合格率
二級建築士	1,000人	1,000人 777人 320人		41.2 %
木造建築士	5 人	5人	0人	0.0 %

# 令和6年「設計製図の試験」結果表

種別	受験有資格者	受験者	合格者	合格率
二級建築士	級 建 築 士 528 人 442		216 人	48.9 %
木造建築士	1人	1人	0人	0.0 %

# 二級建築士試験及び木造建築士試験年別結果表

(単位:人)

種別	年別	受験有資格者数	欠席者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
	28	1, 423	328	1, 095	76. 9%	298	27. 2%
	29	1, 370	268	1, 102	80.4%	263	23. 9%
_	30	1, 383	308	1, 075	77. 7%	307	28.5%
級	R1	1, 327	314	1013	76. 3%	235	23. 2%
建	R2	1, 199	251	948	79. 1%	248	26. 2%
築	R3	1, 255	278	977	77.8%	223	22.8%
士	R4	1, 250	327	923	73.8%	252	27. 3%
	R5	1, 243	312	931	74. 9%	209	22. 4%
	R6	1, 208	276	932	77. 2%	216	23. 2%
	28	9	4	5	55. 5%	0	0.0%
	29	15	5	10	66. 7%	3	30.0%
木	30	8	4	4	50.0%	0	0.0%
造	R1	9	7	2	77.8%	4	57. 1%
建	R2	7	3	4	57. 1%	1	25. 0%
築	R3	7	4	3	42.8%	1	33. 3%
士	R4	6	3	3	50.0%	0	0.0%
	R5	27	15	12	44. 4%	1	8. 3%
	R6	6	0	6	100.0%	0	0.0%

# <参考>一級建築士試験の状況

# 令和6年一級建築士試験結果表

				受験有資格者	受験者	合格者	合格率
学			科	2,251 人	1,593 人	384 人	24.1 %
設	計	製	図	818 人	684 人	194 人	28.4 %

# (2) 建築士免許登録

免許の登録は、一級建築士は国土交通大臣に、二級建築士及び木造建築士は知事に登録する。

# 二級建築士免許及び木造建築士免許の登録状況

(令和7年3月末現在)

種別 区分	二級建築士	木造建築士
R5 年度末までの登録数	25, 149	462
R6 年度新規登録数	194	0
R6 年度抹消数	3	0
R6 年度 3 月末登録数	25, 341	462

# 2. 建築士事務所の登録

建築士法第23条の規定により、他人の求めに応じ報酬を得て建築の設計、工事監理を行うことを 業とする場合は、建築士事務所として知事に登録しなければならず、このことにより業務に対する責 任制度の確立を図っている。

建築士事務所の登録状況

(令和7年3月末現在)

	区分・項目	個人	法人	計	抹消	<b>里</b> 由
	新規登録数A	37	54	91		104
級建築士	抹消数B	71	66	137	未更新	46
築所士	現在登録数C	906	1, 322	2, 228	取消	0
<u> </u>	新規登録数D	16	28	44	廃業	33
- 級建築士	抹消数E	12	38	50	未更新	33
型型	現在登録数F	270	605	875	取消	0
木	新規登録数G	0	0	0	廃業	1
木造建築士	抹消数H	0	0	0	未更新	0
士	現在登録数 I	5	1	6	取消	0
事務所	総数(C+F+I)			3, 109 事務	 所	

## 3. 建築士事務所の業務実績報告書の受理

建築士法第23条の6の規定により、建築士事務所から事業年度ごとに提出される報告書を受理し、 当該事務所の運営を把握し必要な指導等を行っている。

(1) 令和6年度建築士事務所の業務報告書の受理状況

(ア) 建築士事務所数 3,109 事務所

(イ)業務報告提出数 2,683件

(ウ) 業務報告率 86.3%

# 4. 建築士・建築士事務所に対する指導監督

建築士法第26条の2の規定により、出先機関及び当課で建築士事務所の立入指導及び報告の徴収を 実施し、建築士事務所の業務の適正な確保を図っている。

さらに、建築士、建築士事務所の不誠実な行為等に対し処分を行っている。

(1) 令和6年度建築士事務所立入調査状況(※)

(ア) 実施期間 令和6年度

(イ) 編成班数 91 班

(ウ) 出動人員 延べ196名

(エ) 立入事務所数

	種	別		1	級	1 ]	級    木造		造	<b>∧</b> ∋I
専	業兼	業の	別	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業	合計
立	入	件	数	49	36	10	16	0	0	111

## (才) 立入検査結果

指摘事項があった事務所数

	種	別		1	級	1]	級	木	<b>∧</b> ∋I	
専	業 兼	業の	別	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業	合計
立	入	件	数	11	13	1	11	0	0	36

指摘事項別事務所数(※令和6年度建築士事務所立入調査の結果)

1日间于"只则争伤所数(公节和 0 年反是采工事伤所业人		一級		級	木	造
	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業
建築士免許の提示(法第19条の2)	0	0	0	0	0	0
設計図面への記名等違反(法第20条第1項)	0	0	0	0	0	0
構造計算安全性証明書交付違反(法第20条第2項)	0	0	0	0	0	0
建築主への工事監理報告違反(法第20条第3項)	3	3	0	6	0	0
建築設備資格者の意見の表示違反(法第20条第5項)	0	0	0	0	0	0
定期講習 (法第22条の2)	1	1	0	1	0	0
書面による契約締結義務違反(法第22条の3の3)	1	1	0	1	0	0
無登録業務 (法第23条、法第23条の10)	0	0	0	0	0	0
登録事項の変更届出懈怠 (法第23条の5)	1	0	0	0	0	0
設計等の業務報告書提出違反(法第23条の6)	1	3	0	2	0	0
廃業等の届出懈怠(法第23条の7)	0	0	0	0	0	0
管理建築士の専任違反(法第24条)	0	0	0	0	0	0
名義貸し違反(法第24条の2)	0	0	0	0	0	0
再委託の制限違反(法第24条の3)	0	0	0	0	0	0
帳簿の備付け違反(法第24条の4第1項)	7	4	0	6	0	0
図書の保存違反(法第24条の4第2項)	1	0	0	1	0	0
標識の掲示違反(法第24条の5)	2	1	0	1	0	0
建築主への閲覧書類の備え置き違反 (法第24条の6)	10	9	1	10	0	0
重要事項の説明等違反(法第24条の7)	1	2	0	4	0	0
建築主への書面の交付義務違反(法第24条の8)	4	4	0	7	0	0
事務所不明	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	32	26	1	39	0	0

(2) 二級建築士及び木造建築士の処分状況

(単位:件)

種別		二級建	建築士			木	<b>:</b> 造建築士	
如分等 年度	免許の取消	業務停止	戒告	文書注意	免許の取消	業 務 停 止	戒	文 書 注 意
27 年度	4	1	8	_	_	ı	_	_
28 年度	2		2		_	1	_	_
29 年度	3	-	1	12	_	1	-	_
30 年度	3	-	2	3	_	1	-	_
R1 年度	4	_	ı	3	_	1	_	_
R2 年度	3		ĺ	1	_	ı	_	_
R3 年度	3		ĺ	10	_	ı	_	_
R4 年度	5	_	2	8	_	1	_	_
R5 年度	3	_	_	8	_	_	_	
R6 年度	3	_	1	2	_	_	_	_
計	33	1	15	47	_	_	_	_

(3) 建築士事務所の監督処分状況

(単位:件)

種別	<u> </u>	級建築	士事務	所		級建築	士事務	所	木	造建築	士事務	所
処分等	登録の取消	事務所の閉鎖	戒	文書注意	登録の取消	事務所の閉鎖	戒告	文書注意	登録の取消	事務所の閉鎖	戒	文書注意
27 年度	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
28 年度	-	1	1	1	1	1	1	1	ı	ı	ı	
29 年度	-	ı	ı	1	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	-
30 年度	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_	_	-
R1 年度	_	_	_	_	1	_	_			_	_	_
R2 年度	_	-	-	_	_	-	_	-	_	_	_	_
R3 年度	_	-	-	_	_	-	_	-	_	_	_	_
R4 年度	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
R5 年度	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
R6 年度	_	_	_	ı	_	_	_	_	_	_	-	_
計	_	_	_	_	_	_	_	-	_		_	_

# 5. 浄化槽工事業者の登録及び特例浄化槽工事業者の届出

浄化槽工事業者は知事への登録が義務付けられており、これにより実態を把握するとともに必要な指導監督を行っている。また、建設業の許可を受けている工事業者は登録に代えて届出することになっており、同様の指導監督を行っている。

浄化槽工事業者等の登録等の状況

(令和7年3月末現在)

			本社が本県 にある業者	本社が他県 にある業者	合計
登	R5 年度末の登録数	A	116	5	121
録	R6 年度新規登録数	В	8	1	9
業	R6 年度廃業・抹消数	С	3	0	3
者	R6 年度末登録数	A+B-C=D	121	6	127
届	R5 年度末の届出	Е	873	254	1, 127
出	R6 年度新規届出数	F	13	2	15
業	R6 年度廃業数	G	1	2	3
者	R6 年度末登録数	E+F-G=H	885	254	1, 139
現在	登録・届出数合計	D + H	1006	260	1, 266

登録業者:浄化槽法第21条の規定により登録を受けて浄化槽工事業を営む者。

届出業者:浄化槽法第33条の規定により届出をして浄化槽工事業を営む者。

#### 6. 指定確認検査機関

平成 10 年の建築基準法の改正により、民間及び外郭団体で指定を受けた機関は、建築確認、中間 検査及び完了検査の業務を行えることとなったため、県内機関の指定及び業務の適正な執行が なされるよう指導を行っている。

#### (1) 指定確認検査機関による建築確認等

千葉県内の区域を業務エリアに含む機関は、令和7年3月31日現在、39機関(うち、千葉県 知事指定は1機関)。

また、指定機関による県内の確認等の割合は、増加しており、令和6年度では、行政を含めた 全確認件数の約98~99パーセントとなっている。

今後とも、建築確認及び検査事務は指定機関への移行が進むと予測される。

#### (2) 指定確認検査機関との連携と新たな行政需要への対応

指定機関と行政庁との連携を図り円滑な建築行政を実施するため、平成16年度から特定行政庁 連絡協議会と県内を業務区域とする指定機関による指定機関連絡協議会で構成する、特定行政庁・ 指定確認検査機関連絡協議会を設置し連絡調整等を行っている。

一方、行政側では既存建築物の維持保全及び安全・防災対策の推進や、違反建築物対策の強化等に加え、環境・福祉・情報化等、建築をとりまく社会の変化を踏まえ、迅速かつ重点的に取り組むべき政策課題に柔軟に対応できる建築行政の展開を図っている。

# 7. 指定構造計算適合性判定機関

平成 18 年の建築基準法の改正により、一定の高さ以上等の建築物について、知事又は知事が指定する第三者機関による構造計算適合性判定が義務づけられた。

平成 26 年の建築基準法の改正により知事指定に加えて国が機関を指定することとなったため、 新たな機関を委任することとした。令和7年3月31日現在13機関(千葉県知事指定はなし)に業務 を委任し、適正な業務の執行が確保されるよう指導を行っている。

#### 8. 団体の育成等

建築士、建築士事務所、浄化槽施工業者等の資質の向上等を目的とした団体を、旧民法の規定により社団法人として設立許可し、また、公益法人制度改革により、「一般社団法人」又は「公益社団法人」に移行認可・認定し、育成に努めている。

(1) 一般社団法人・千葉県建築士会(平成25年3月18日認可)

建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行う ことを目的に設立され、平成25年4月1日に一般社団法人に移行した。

会 長 久富清敏

事務所 〒260-0013 千葉市中央区中央 4-8-5

建築会館 4 階 電話 043-202-2100

会員数 1,515名(令和7年8月21日現在)

(2) 公益社団法人・千葉県建築士事務所協会(平成26年3月18日認定)

建築士事務所の適正な運営を確保するとともに、建築設計・工事監理等の業務の進歩改善と健全なる発展を図ることを目的として設立され、平成26年4月1日に公益社団法人に移行した。

会 長 井桁正昭

事務所 〒260-0012 千葉市中央区本町 2-1-16

千葉本町第一生命ビル2階 電話 043-224-1640

会員数 327事務所(令和7年6月4日現在)

(3) 一般社団法人・千葉県浄化槽協会(平成24年3月22日認可)

県内の公共水域の浄化を図るため、浄化槽の設計、製造、施工を適正に行うとともに、浄化槽の 普及促進を図ることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として設立され、平成24年4月1日に一般社団法人に移行した。

理事長 石井健嗣

事務所 〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1 電話 043-246-2355

会員数 192社(令和7年7月1日現在)

# 第3章 誘導的施策の推進

## 第1節 千葉県建築文化賞

この賞は、まちなみや周辺の景観との調和、安全で快適な建築空間の創出等において先導的で質の 高い優れた建築物等を表彰することにより、建築文化、居住環境に対する県民の意識を高め、うるおい とやすらぎに満ちた快適なまちづくりを進めていくことを目的に、平成6年度に創設した表彰制度であ る。

#### 1. 制度の概要と令和6年度の実施状況について

#### (1) 対象建築物

「一般建築物」及び「住宅」の部の各応募部門において、以下のいずれかに該当する建築物及び 建築物群(まちなみ)が対象。

- ① 千葉県内において、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに工事が完了し、良好に管理・使用されている建築物及び建築物群(まちなみ)で、この表彰の趣旨に沿っているもの。
- ② 3 年以上の継続的・体系的な景観づくり活動により、この表彰の趣旨に沿い既存建築物又は 建築物群(まちなみ)の景観の向上が図れているもの。

#### (2) 賞・表彰

「最優秀賞」、「優秀賞」及び「入賞」を、両部門合わせて9点以内

#### (3) 選考方法と賞の決定

各専門分野における有識者(6名)による検討会議を組織し、書類審査による一次選考、 現地調査による二次選考を経て最終選考を行い、その意見を踏まえて知事が賞を決定する。

#### 2. 令和6年度の実施結果について

#### (1) 作品募集

令和6年7月1日(月)から令和6年9月30日(月)までの期間、HP等で募集を行い、 一般建築物の部32点、住宅の部で24点、合計56点の応募があった。

#### (2) 選考結果

受賞作品は以下のとおり。

賞の種類	部門	作品名	所 在 地
最優秀賞	一般建築物の部	KIND Center	市原市
	住宅の部	さうさうのいえ	市川市
優秀賞	一般建築物の部	やきりっこホール	松戸市
		大木戸第一公園集会所	千葉市
入賞	一般建築物の部	児童養護施設房総双葉学園小規模グループホーム	千葉市
		Bring up みどり子ども発達センター	千葉市
		ROVEN OTAKIMACHI	大多喜町
	住宅の部	都市の通庭	習志野市
		部分断熱の家	野田市

## 第2節 建築物の防災対策

建築物は、人命・財産を守るための十分な性能を有することが求められる。

特に、多数の人が利用又は使用する建築物は耐震性をはじめとする「安全性」を確保し、維持・保全するための総合的な対策が重要である。

このような総合的な防災対策を推進するため、既存建築物の耐震化状況等の把握及び防災指導等を行っている。

#### 1. 既存建築物の耐震化の促進

建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、県民等の安全を確保するため、平成19年3月に策定した「千葉県耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震診断・耐震改修を計画的総合的に推進するための目標値を設定し、それを達成するための施策等を定めている。

また、市町村に対し、市町村耐震改修促進計画に基づき、補助事業や普及啓発などの耐震化促進策を講ずるよう働きかけている。

「千葉県耐震改修促進計画」の主な改定経緯

	千葉県耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律				
		H7.1月	阪神淡路大震災			
		H7.10月	公布・施行			
		H18.1月	改正[耐震改修促進計画の策定を規定]			
H19.3月	策定					
		H25.11月	改正[大規模建築物等の耐震診断義務化]			
H28.1月	改定[耐震化目標の設定]					
H30.10月	一部改定[耐震診断義務付け路線の指定]					
		H31.1月	改正[耐震診断義務付け対象建築物の目標			
R3.3月	改定[耐震化目標の設定]		の設定]			
R4.3月	一部改定[同路線の追加指定]					

#### (1) 公共建築物の耐震診断・耐震改修の促進

庁舎、病院及び学校等の公共建築物は、災害時に対策本部や避難施設等の拠点施設となることから、計画的かつ重点的に耐震化の促進に取り組んできた。今後も、引き続き「千葉県県有建物長寿命化計画」等の個別施設計画等に基づき、施設の長寿命化等に併せ、耐震化を図ることとし、県有建築物の耐震化整備プログラムにおいて耐震改修の実施状況を把握していく。

#### (2) 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進

大規模な病院やホテル等の耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対し、耐震化対策についての 啓発を実施するとともに、必要な指導、助言等を行っている。

住宅については、知識の普及・啓発を行うために、市町村や建築設計団体と協力して無料耐震相談会を実施している。

また、市町村が行う住宅の耐震診断・耐震改修等に対する補助事業への助成(住宅・建築物の耐 震化サポート事業) を実施している。

#### (3) 建築技術者の養成による耐震診断・耐震改修の促進

耐震診断及び耐震改修に係る知識を有する建築技術者を養成し、これを広く県民に案内することで、県内における木造住宅の耐震化推進を図るため、講習会を開催している。

また、平成23年東北地方太平洋沖地震により千葉県では広範囲にわたり未曽有の液状化被害を受けたことから、建築物の耐震化に係る液状化対策に関する知識・技術の向上を図ることを目的に、過去に開催した講習会の資料をHPに掲載している。

#### (4) 建築物の耐震改修計画等の認定

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、増改築などに併せて実施する耐震改修の計画等を認定する制度の活用により、既存建築物の耐震改修の促進を図っている。

#### 2. 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止 し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ適確な実施が極めて重要 であるとの認識のもと、以下の施策を推進している。

#### (1) 千葉県被災建築物応急危険度判定士認定制度の整備

応急危険度判定士認定要綱を平成7年10月に制定し、被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図っている。

#### (2) 応急危険度判定士の認定・登録

応急危険度判定士認定要綱に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な 建築技術習得のための講習会を開催し、「応急危険度判定士」の認定、登録を推進している。

#### (3) 応急危険度判定に関する広域的な支援体制と実施体制の整備

国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、応急危険度判定を適確に実施するための 広域的な支援体制及び実施体制の整備を図っている。(平成14年度に「千葉県被災建築物応急危険 度判定要綱」を制定)

#### 3. 防災対策に係る連絡協議体制の整備と普及・啓発の推進

県と市町村が緊密に連携して、建築物に関する地震対策を含む各種の防災対策を総合的、効率的に 推進するため、平成7年5月に千葉県建築防災連絡協議会を設立している。

また、「千葉県耐震改修促進計画」に基づく計画的な耐震改修の推進及び進捗管理を目的に、千葉県県有建築物等耐震改修検討委員会を設置している。

#### 4. ブロック塀等の安全対策

経年などで劣化したブロック塀等は、地震時に倒壊して通行人に危害を与えることや道路を塞いで、 避難や救助・消火活動の妨げとなる可能性があることから、市町村と連携したパンフレット配布や県 の広報紙の配布等を通じて、知識の普及に努め危険なブロック塀の撤去・改善の指導を行っている。

なお、令和元年度からは、市町村が行う危険ブロック塀等の除却等に係る補助事業に要する経費に ついて助成を行っている。

#### 5. 民間建築物のアスベスト対策

昭和31年から平成元年までに施工された延べ面積1,000 ㎡以上の建築物について、市町村と協力して使用実態調査を行っている。また、平成30年度より、同時期に施工された延べ面積300m²以上1,000m²未満で集会場、ホテル、旅館、百貨店、飲食店等の用途の建築物についても追加で調査を行うこととなった。改善が必要な建築物については、所有者に対して指導を行うとともに、追跡調査を行い改善状況等の把握に努めている。

#### 6. 防災査察の実施

市町村及び消防機関の協力を得て防災査察を実施し、その結果、改善すべき事項があると判明した建築物の所有者又は管理者に対して改善指示書を交付することにより防災改修を指導している。

また、立入り建築物の所有者又は管理者などに対して各種パンフレットを配布して広報に努めている。

#### 防災査察の状況

~r/*r /\		令和5年度	:	令和6年度						
所管区分	実施件数	指摘件数 (指摘/実施)率		実施件数	指摘件数	(指摘/実施)率				
県出先機関	27	25	93%	28	24	86%				
市・特定行政庁	28	23	82%	60	50	83%				
県内合計	55	48	87%	88	74	84%				

#### 7. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の土砂災害によって住宅が被害を受けたり、貴重な人命が失われたりする事故をなくすため、昭和47年度から「がけ地近接等危険住宅移転事業」を実施している。

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対し、市町村が住宅の除却等に要する費用の一部を補助する場合、県がその経費の一部を助成するものである。

#### 第3節 福祉のまちづくり

#### 1. 社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業)

長寿社会の到来、都市化の進展に対応して、高齢者・身体障害者に配慮したまちづくりを推進、 高齢者等の社会参加を促進、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設等 の整備・高齢者等の利用に配慮した建築物の建築の促進を図る事業について、国が市町村等に対し 必要な助成を行う制度である。

県は引き続き市町村等に対し、当事業についての周知を図り事業の推進を図っていく。

#### 事業内容

バリアフリー環境整備計画に基づく次の事業に要する費用を交付する。

- 移動システム等整備事業
  - 基本構想等の策定
  - ・屋外の移動システム整備 (スロープ、エレベーター等)
  - ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備(市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。)
  - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース(広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等) ・・・等
- 認定特定建築物等整備事業
  - ・屋外の移動システム整備(建築物敷地内の平面経路に限る。)
  - ・屋内の一定の移動システム整備(商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係る もの)
  - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース
- •••等

○ 既存建築物バリアフリー改修事業

#### 対象建築物:

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者が利用する建築物(店舗等)
- ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

#### 補助対象:

・バリアフリー改修\*工事に要する費用

※バリアフリー改修:建築設計標準に適合させるために行う改修

#### 2. 福祉のまちづくり条例

福祉のまちづくりに対する県の取り組み姿勢をより明確にするとともに、県民や事業者などの参加と協力を得て、より効果的な福祉のまちづくりの推進を図るため、「千葉県福祉のまちづくり条例」が 平成8年3月25日(公益的施設等の整備等を規定する第3章は平成9年4月1日施行)に施行された。

本条例では、県、市町村、事業者及び県民に福祉のまちづくりを推進する責務を定め、病院、福祉施設、学校、共同住宅その他の不特定かつ多数の者が利用する建築物ばかりでなく、道路、公園、公共交通機関等(公益的施設等)について整備基準を定め、特定の種類及び規模の施設(特定施設)について、これらの施設の新設等をしようとする者に対し、あらかじめ、知事に届け出ることを義務づけている。

知事は規則で定める整備基準に基づき、基準に適合しない場合には、届出をした者に対し必要な 指導及び助言等を行い、また、公益的施設等が整備基準に適合している場合には、その所有者または 管理者の請求に基づき適合証の交付を行うこととしている。なお、特定行政庁である 14 市 (千葉市、 市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津 市、流山市、成田市) については、知事の権限を移譲し、各市において事務を行っている。

令和6年度の届出状況 (千葉県建築指導課)

項目	件数	備考
届出件数	17件	
通知件数	2件	国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体が対象

#### 第4節 まちづくりの連携

#### 1. 電波伝搬障害防止に対する協力

電波伝搬障害防止制度とは、公共性が高く、国民生活に結びつく重要無線通信で総務大臣が指定する無線通信を高層ビル等の建築による遮断から未然に防ぐことを目的とする制度で、電波法によって定められている。その目的を達成するため、必要に応じ総務大臣は伝搬障害防止区域を指定できることになっており、関東総合通信局等に対し情報の提供等必要な協力を行っている。

#### 2. 自然公園区域内における建築物に係る事前協議

自然公園及び自然環境保全地域の良好な環境の保全を図ることを目的として、環境生活部自然 保護課で千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱を策定し、事前に必要な指導等を 行っている。

#### 3. 印旛沼水質保全協議会、手賀沼水環境保全協議会

印旛沼、手賀沼の水質浄化、環境保全について、その対策を検討・協議し、湖沼の復元、周辺の 良好な環境の保全等を目的として設置された。これらの協議会に構成員として参画している。

#### 4. 海老川流域水循環再生推進委員会

都市化の著しい葛南地域の海老川流域において、水循環を再生することにより、清らかで豊かな水が流れ、浸水被害の少ない安全で安心な川作り及び地域づくりを目的として設置された「海老川流域水循環再生推進協議会」の構成員として参画している。

## 5. 印旛沼流域水循環健全化会議

近年の急激な都市化による生活環境の変化や社会経済活動等の影響により、水質が悪化している 印旛沼の状況を改善するため流域の健全な水循環を考慮した印旛沼の水環境改善対策、治水対策を 検討する会議へ部会員として参画している。

#### 6. 廃棄物処理施設設置等協議会

本県においては、昭和61年より廃棄物処理施設の設置等に関して適正な指導を期するため、千葉県 廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(主務課は環境生活部廃棄物指導課)に基づき、 廃棄物処理施設設置等協議会が設置されている。

当協議会は、廃棄物処理施設の設置等に関し、周辺環境や土地利用上の規制などの立地条件及び構造、維持管理等の技術的事項についての審査を行い、知事部局6部24課、教育庁及び企業局が委員になっている。

本課は当協議会の委員として、建築基準法第51条の規定による「その他の処理施設」の位置に係る 指導、同法第6条の規定による確認の指導及び同法に関する一般的な指導を行い、建築行政の適正な 推進を図るとともに、環境行政の適正化にも寄与している。

#### 7. 大規模開発連絡調整会議

開発区域の面積が 10ha 以上の大規模宅地開発等をしようとする者は事前に知事と協議をすることになっているが、知事がその回答をする際には大規模開発連絡調整会議の議を経る事になっている。 本課では、委員として同会議に参画し、大規模宅地開発の計画の段階で意見を述べている。

#### 8. 一宮川流域治水協議会

令和元年の大雨をはじめとした近年の水害の激甚化に備え、一宮川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進するための協議・情報共有を行うことを 目的として設置され、構成員として参画している。

#### 9. 千葉県使用済自動車適正処理協議会

使用済自動車等の解体施設及び解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を行うため これに参画し、使用済自動車等の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等に係る許可に関し技術的 事項の審査等を行っている。

#### 10. 千葉県不法ヤード対策協議会

法令に違反して設置されているいわゆる不法ヤード(事業地を鋼板等で囲み、他と区分した施設) への対策を強化し、不法ヤードの早期解消に努め、地域の安全で良好な生活環境の保全を図るため 千葉県不法ヤード対策協議会が設置され、これに参画している。

# 統計資料

## 1. 建築着工状況年別推移

区分	全建	築物					新設何	主宅				
	着工	工事費	着工戸数	床面積		利用	関係		資金	<b></b>	構造	<b></b>
	床面積	予定額	の合計	の合計	持家	貸家	給与住宅	分譲住宅	民間資金	公的資金	木造	非木造
年別	+m²	百万円	戸	+m²	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
亚子 07 年				(82. 2)	(26.9)	(39. 6)	(0.6)	(32.9)	(87. 5)	(12.5)	(60.7)	(39. 3)
平成 27 年	6, 801	1, 219, 920	45, 784	3, 765	12, 307	18, 152	247	15, 078	40, 064	5, 720	27, 812	17, 972
平成 28 年				(80.5)	(25. 4)	(41.8)	(0.2)	(32. 6)	(87. 5)	(12.5)	(62. 1)	(37. 9)
平成 20 平	6, 438	1, 215, 809	49, 572	3, 989	12, 572	20, 720	112	16, 168	43, 382	6, 190	30, 763	18, 809
平成 29 年				(78.4)	(23.8)	(42. 1)	(0.5)	(33.5)	(90. 1)	(9.9)	(59. 1)	(40.9)
十八人 29 午	6, 639	1, 338, 947	52, 568	4, 124	12, 536	22, 124	285	17, 623	47, 343	5, 225	31, 073	21, 495
平成 30 年				(79.6)	(26.6)	(40.7)	(2.0)	(30.7)	(84.6)	(15.4)	(62.9)	(37. 1)
十成 30 平	6,826	1, 289, 339	46, 807	3, 728	12, 454	19, 053	943	14, 357	39, 611	7, 196	29, 429	17, 378
平成 31 年				(83.9)	(27.5)	(34. 0)	(0.7)	(37.8)	(86. 5)	(13.5)	(64.0)	(36. 0)
令和元年	6, 585	1, 358, 245	45, 946	3, 854	12, 645	15, 622	334	17, 345	39, 746	6, 200	29, 392	16, 554
令和2年				(81.8)	(28.4)	(35. 6)	(0.9)	(35. 1)	(88.4)	(11.6)	(60.6)	(39.4)
77 77 2 4	6, 182	1, 257, 512	43, 070	3, 521	12, 242	15, 351	373	15, 104	38, 058	5, 012	26, 094	16, 976
令和3年				(82.9)	(30.5)	(36. 2)	(0.6)	(32.5)	(89. 2)	(10.7)	(65.5)	(34.4)
11/11/11/11	6, 783	1, 378, 316	45, 042	3, 735	13, 757	16, 335	303	14, 647	40, 182	4, 860	29, 522	15, 520
令和4年				(79.0)	(25.0)	(38. 6)	(0.6)	(35.7)	(89. 5)	(10.5)	(59.2)	(40.8)
12 JH I J	6, 384	1, 329, 869	47, 800	3, 778	11, 962	18, 451	301	17, 086	42, 779	5, 021	28, 306	19, 494
令和5年				(78.7)	(23. 0)	(38. 9)	(0.5)	(37.6)	(91.0)	(9.0)	(61. 1)	(38.9)
11/11/0 4	6,077	1, 443, 734	44, 540	3, 505	10, 224	17, 332	241	16, 743	40, 529	4, 011	27, 231	17, 309
				(75. 9)	(22.5)	(44. 1)	(1.0)	(32.4)	(89. 7)	(10.3)	(61. 2)	(38. 8)
令和6年	5, 798	1, 641, 156	44, 008	3, 342	9,889	19, 411	455	14, 253	39, 464	4, 544	26, 946	17, 062
	<b>《▲</b> 4. 6》	《13.7》	<b>《▲</b> 1.2》	<b>《▲</b> 4. 7》	<b>《▲</b> 3.3》	《12. 0》	⟨⟨88.8⟩⟩	<b>《▲</b> 14. 9》	<b>《▲</b> 2.6》	《13. 3》	<b>《▲</b> 1.0》	<b>《▲</b> 1.4》

新設住宅 ……新築、増築または改築によって住宅の戸が新たに造られるもの

持 家……建築主が自分で居住する目的で建築するもの

貸 家……建築主が賃貸する目的で建築するもの

給与住宅 ……会社、官公署、学校等が社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの

分譲住宅 ……建て売りまたは分譲の目的で建築するもの

民間資金 ……民間資金のみで建てる住宅

公的資金 ……公営、公庫、公団その他の資金で建てる住宅 (民間資金と公的資金の併用は公的資金に含む)

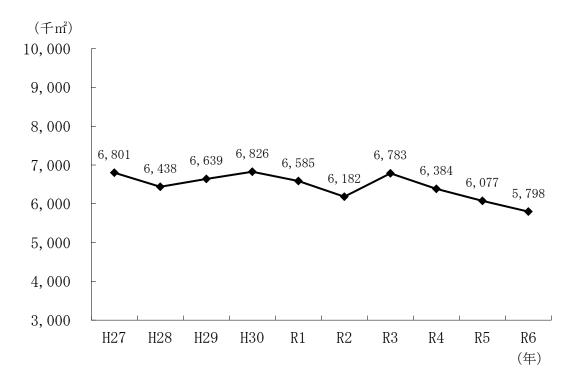
木 造……主要構造部が木造のもの

非木造……主要構造部が木造以外のもの

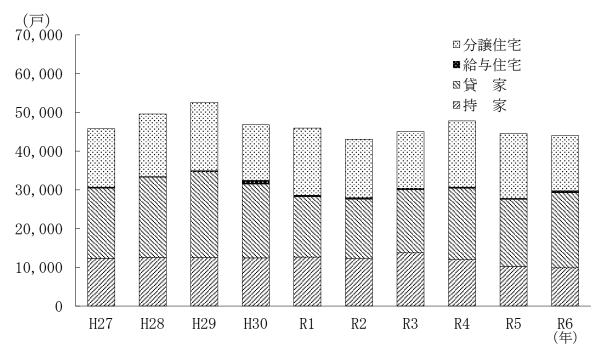
- (注) 1 新設住宅中の( )は、床面積の合計欄については1戸当たりの床面積(㎡)、その他の欄については新設住宅戸数に占める割合(%)である。
  - 2 《 》内は、前年比伸び率である。
  - 3 四捨五入の関係で合計に一致しないことがある。

## 2. 建築着工状況グラフ

## (1) 全建築物の着工床面積(平成27年~令和6年)



## (2) 新設住宅の着工戸数 (平成27年~令和6年)



## 3. 特定行政庁(14市)の状況

(令和7年4月1日現在)

特定行政庁	所管部(課)名	住所	電話	発足年月日
<b></b>	都市局建築部建築指導課	〒260-8722	043-245-5694	S 42. 8. 1
千葉市	都市局建築部建築情報相談課	千葉市中央区千葉港 1-1	043-245-5839	5 42. 8. 1
市川市	街づくり部建築指導課	〒272-8501 市川市南八幡 2-20-2	047-334-1111 (代)	S 46. 4. 1
船橋市	街づくり部建築指導課	〒271-8588 松戸市根本 387-5	047-366-7368	S 46. 4. 1
松戸市	街づくり部建築指導課	〒271-8588	047-366-7368	S 46. 4. 1
124/ 114	街づくり部建築審査課	松戸市根本 387-5	047-366-6800	0 10. 1. 1
柏市	都市部建築指導課	〒277-8505 柏市柏 5-10-1	04-7167-1111 (代)	S 56. 4. 1
市原市	都市部建築指導課	〒290-8501 市原市国分寺台中央 1-1-1	0436-22-1111 (代)	S 56. 4. 1
佐倉市	都市部建築指導課	〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97	043-484-6169	Н 16. 4. 1
八千代市	都市整備部建築指導課	〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5	047-421-6774	Н 18. 4. 1
我孫子市	都市部建築住宅課	〒270-1192 我孫子市我孫子 1858	04-7185-1541	Н 24. 4. 1
浦安市	都市政策部建築指導課	〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1	047-351-1111 (代)	Н 25. 4. 1
習志野市	都市環境部建築指導課	〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1	047-453-9231	Н 26. 4. 1
木更津市	都市整備部建築指導課	〒292-8501 木更津市朝日 3-10-19	0438-23-7111 (代)	Н 26. 4. 1
流山市	まちづくり推進部建築住宅課	〒270-0192 流山市平和台 1-1-1	04-7158-1111 (代)	Н 29. 4. 1
成田市	土木部建築住宅課	〒286-8585 成田市花崎町 760	0476-20-1564	R 2.4.1

## 4. 限定特定行政庁(7市)の状況

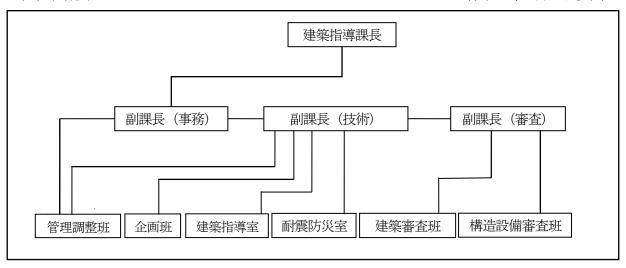
(令和7年4月1日現在)

限定特定行政庁	所管部(課)名	住所	電話	発足年月日	
鎌ケ谷市	都市建設部建築住宅課	〒273-0195	047-445-1466	H 2, 10, 1	
<b>水() 石(1)</b>	柳川连队即连来任七昧	鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2-6-1	047 440 1400	11 2. 10. 1	
野田市	   都市部都市計画課	〒278-8550	04-7125-1111 (代)	Н 5. 6. 1	
封田山	40114日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日4日	野田市鶴奉 7-1	04 7125 1111 (14)	11 5.0.1	
君津市	建設部建築課	〒299-1192	0439-56-1142	Н 6.4.1	
/ 日子川	<b>建</b> 权 印建 宋 <del></del>	君津市久保 2-13-1	0439 30 1142		
茂原市	都市建設部建築課	〒297-8511	0475-20-1588	Н 10. 4. 1	
)又/示山	和印廷权印廷来除	茂原市道表 1	0473 20 1300	11 10.4.1	
四街道市	都市部建築課	〒284-8555	043-421-6144	H 12. 4. 1	
四河旭川	和山地东米咪	四街道市鹿渡無番地	043 421 0144		
白井市	都市建設部建築宅地課	〒270−1492	047-492-1111 (代)	H 24. 4. 1	
口开巾	1011)建议的连条七地床	白井市復 1123	047 492 1111 (14)	11 24.4.1	
印西市	都市建設部建築指導課	〒270−1396	0476-42-5111 (代)	Н 25. 4. 1	
H157111	和川建成即建築指导硃	印西市大森 2364-2	0470-42-3111 (74)	п 25. 4. 1	

## 5. 県建築指導課の状況

## (ア) 組織図

(令和7年6月1日現在)



## (イ) 各室の分掌事務

(令和7年6月1日現在)

班室名	分掌事務
管理調整班(3名)	1 職員の人事・服務等に関すること 2 予算及び決算に関すること 3 千葉県建築文化賞に関すること
企画班(4名)	1 建築基準法に係る条例、細則等の制定・改廃に関すること 2 課の施策に関する企画と調整に関すること 3 技術職員の研修・講習に関すること 4 建築行政マネジメント計画に関すること 5 特定行政庁、指定確認検査機関及び関係出先事務所等との連絡・調整に関すること 6 特定行政庁の維持継続に関すること 7 建築行政執行体制の整備に関すること 8 千葉県建築審査会の事務局に関すること 9 建築物に係る相談等に関すること 10 誘導的建築行政推進のための事業に関すること 11 庁内会議等の調整に関すること 12 建築物の調査・統計に関すること(建築動態統計調査に関することを除く)

班室名	分掌事務
建築指導室(6名)	1 建築士及び建築士事務所の指導に関すること 2 指定登録機関及び指定事務所登録機関の指導等に関すること 3 建築士事務所からの設計等の業務に関する報告書の受理等に関すること 4 建築士試験等に関すること 5 千葉県建築士審査会に関すること 6 建築関係団体の指導に関すること 7 建築関係者等表彰に関すること 8 指定確認検査機関の指導等に関すること 9 指定構造計算適合性判定機関の指導等に関すること 10 違反建築の未然防止及び指導に関すること 11 違反建築等に係る建築主・施工者及び工事監理者等の指導に関すること 12 訟務に関すること 13 浄化槽工事業者登録等に関すること 14 特定建築物等の定期調査報告に関すること 15 アスベスト対策に関すること 16 建築物防災週間に関すること
耐震防災室(6名)	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること 2 千葉県耐震改修促進計画に関すること 3 建築物の耐震改修の促進に関する法律の認定に関すること 4 耐震化促進に関すること 5 耐震関連補助事業等の実施に関すること
建築審査班(8名)	1 建築基準法に基づく各種申請の受付等並びに意匠の審査及び検査に関すること 2 千葉県建築基準法施行条例に基づく認定に関すること 3 バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に係る指導及び助言等に関すること 4 指定確認検査機関からの確認審査報告書の受理等に関すること 5 地域の実情に即した規制区域・規制値の指定等に関すること 6 建築規制の特例等による建築許可・認定に関すること 7 建築協定の認可に関すること 8 指定道路台帳整備に関すること 9 建築行政共用データベースの運用に関すること
構造設備審査班(3名)	1 建築基準法に基づく各種申請の受付等並びに構造、設備の審査及び検査に関すること 2 指定確認検査機関からの確認審査報告書の受理に関すること 3 昇降機・遊戯施設等の定期検査報告及び事故に関すること 4 エコまち法の認定申請及び建築物省エネ法に関すること 5 浄化槽法に基づく浄化槽調書等に関すること 6 建築動態統計調査に関すること

## 6. 県出先機関の状況

(令和7年6月1日現在)

事務所名	所在地・電話番号	所 管 区 域			
印旛土木事務所 建築課	〒285-0026 佐倉市鏑木仲田町 8-1 043-483-1141	四街道市 (限定)・白井市 (限定) 八街市・酒々井町・印西市 (限定)・栄町			
成田土木事務所 建築宅地課	〒286-0036 成田市加良部 3-3-2 0476-26-4854	芝山町・富里市・多古町			
香取土木事務所 建築宅地課	〒287-0003 香取市佐原イ 92-11 0478-52-5554	香取市・神崎町・東庄町			
海匝土木事務所 建築宅地課	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ 1999 0479-72-1172	銚子市・匝瑳市・旭市			
山武土木事務所 建築宅地課	〒283-0006 東金市東新宿 1-11 0475-54-1133	東金市・九十九里町・山武市 横芝光町・大網白里市			
長生土木事務所 建築宅地課	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1 0475-24-4286	茂原市 (限定)・勝浦市・いすみ市 長南町・睦沢町・一宮町・長柄町 白子町・長生村・御宿町・大多喜町			
安房土木事務所建築宅地課	〒294-0045 館山市北条 402-1 0470-22-4340	館山市・鋸南町・鴨川市・南房総市			
君津土木事務所 建築宅地課	〒292-0833 木更津市貝渕 3-13-34 0438-25-5137	君津市(限定) 富津市・袖ケ浦市			

## (令和7年4月1日現在)

## 7. 建築基準法の確認等に係る事務の所管区分

					II	±	
	区分事務内容		ı	県	市	肚壳怎么产士	
事務内			区分建築指導課		出先事務所 (鎌ケ谷市及び野田市は建築指導課)	限定特定行政庁 (鎌ケ谷市・野田市・君津市・ 茂原市・四街道市・白井市・印西市)	特定行政庁市 (千葉市・市川市・船橋市・ 松戸市・柏市・市原市・佐倉市・ 八千代市・我孫子市・浦安市・ 習志野市・木更津市・流山市・ 成田市)
				右欄以外	4 階以下、かつ、2,000 ㎡以下		
建築確認・	築物	上記以外 の 建築物	木造	右欄以外	4 階以下、かつ、2,000 ㎡以下	次のいずれにも該当するもの ・地階を除く階数が2以下 ・延べ面積が300平方メートル以下 ・高さが16m以下(平屋かつ延べ面積200平方メートル以下のものは高さ制限なし) (許可(仮設を除く)を要するものを除く)	
			非木造	右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下	階数1以下、かつ、200 ㎡以下 (許可(仮設を除く)を要するものを除く)	
検査・建築	[作物 -	工作物 (煙突、広告塔、擁壁 等)		煙突:23mを超える もの 擁壁: 5m を超え るもの	左欄以外	煙突、広告塔、記念塔等:10m以下 擁壁: 3m以下 (所管外の建築物の敷地のもの等を除く)	
建築工作	-11-1/0		機等 施設等)	全部			全部
務		準用工作物 (製造プラント等)		全部			
   	建築	昇降機 (エレベーター、 エスカレーター等)		右欄以外	小荷物専用昇降機及びかごの床面積が 1.3 ㎡以下のホームエレベーター (所掌建築物のものに限る)	所掌建築物に係るもの	
設	設備		設備 非煙等の設 j)	右欄以外	所掌建築物に係るもの	所掌建築物に係るもの	
I.	事中の発	建築物等の仮	反使用認定	右欄以外	4 階以下、かつ、2,000 ㎡以下	所掌建築物に係るもの	
<u>和</u> 工事	事中の発	建築物等の仮	(使用認定	右欄以外	4 階以下、かつ、2,000 ㎡以下	所掌建築物に係るもの	
事私i	道の位置	置の指定			全部	全部	
知事又は市長恵制	スは市 制限緩和の許可・認定 長			右欄以外	仮設建築物の許可 法第 43 条第 2 項第 1 号の認定 法第 43 条第 2 項第 2 号の許可	仮設建築物の許可(所管建築物に係るもの) 綜合的設計の一団地認定( " ) 法第43条第2項第1号の認定( " )	
務 工事	長 事 務 工事中の建築物の安全計画の届出			右欄以外	所掌建築物に係るもの		
地口	区計画等	等の予定道路	8の指定	右欄以外	利害関係者の同意のあるもの	利害関係者の同意のあるもの	
	築協定の			全部			
		動態統計		全部			

<sup>※</sup> 限定行政庁の事務範囲は、法第97条の2の規定によるもの

## 8. 特定行政庁別建築確認・計画通知件数(計画変更の確認を含む)

(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

##: # <del> </del>	※確認(行政機関)				※確認(指定確認検査機関)				計画通知				
特定 行政庁名	建築物	建築 設備	工作物	小計	建築物	建築 設備	工作物	小計	建築物	建築 設備	工作物	小計	合計
千葉県	142	3	3	148	4299	165	98	4562	18	9	0	27	4737
千葉市	16	0	0	16	3346	225	64	3635	44	16	7	67	3718
市川市	6	0	0	6	2036	82	9	2127	6	0	0	6	2139
船橋市	5	1	0	6	2767	112	41	2920	8	4	4	16	2942
松戸市	6	1	0	7	2103	98	27	2228	9	2	0	11	2246
柏市	11	1	3	15	2287	88	16	2391	16	4	8	28	2434
市原市	52	0	2	54	931	22	5	958	10	5	0	15	1027
佐倉市	6	0	0	6	574	12	9	595	2	0	2	4	605
八千代市	10	3	0	13	992	26	11	1029	7	1	0	8	1050
我孫子市	0	0	0	0	670	11	3	684	3	1	0	4	688
浦安市	2	3	2	7	393	27	3	423	5	0	0	5	435
習志野市	1	0	0	1	592	25	11	628	5	8	0	13	642
木更津市	31	2	0	33	1045	19	9	1073	6	1	2	9	1115
流山市	3	0	0	3	959	32	18	1009	7	2	0	9	1021
成田市	19	0	0	19	533	18	8	559	7	3	2	12	590
鎌ケ谷市	2	0	0	2	493	0	3	496	0	0	0	0	498
野田市	13	0	0	13	847	0	8	855	1	0	0	1	869
君津市	13	0	0	13	305	0	1	306	0	0	0	0	319
茂原市	6	0	0	6	456	0	4	460	4	0	0	4	470
四街道市	8	0	0	8	455	0	1	456	0	0	0	0	464
白井市	0	0	0	0	90	0	0	90	0	0	0	0	90
印西市	2	0	0	2	510	0	0	510	4	0	0	4	516
計	354	14	10	378	26683	962	349	27994	162	56	25	243	28615

<sup>※「</sup>確認」は確認済証の発行件数、「計画通知」は適合通知の発行件数。

## 9. 県出先機関別建築確認事務取扱件数(計画変更の確認を含む)

(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

				(   0			0 / j 01 pi /	
土木事務所名		確認			合計			
上个事物所有	建築物	設備	工作物	建築物	設備	工作物	ΗНΙ	
柏土木事務所	3	0	0	0	0	0	3	
印旛土木事務所	7	0	0	0	0	0	7	
成田土木事務所	3	0	1	0	0	0	4	
香取土木事務所	5	0	0	1	0	0	6	
海匝土木事務所	5	0	0	3	0	0	8	
山武土木事務所	17	0	0	2	0	0	19	
長生土木事務所	9	0	0	2	0	0	11	
夷隅土木事務所	5	0	0	0	0	0	5	
安房土木事務所	66	0	0	2	0	0	68	
君津土木事務所	20	0	0	2	0	0	22	
小 計	140	0	1	12	0	0	153	
本庁扱い	2	3	2	6	9	0	22	
合 計	142	3	3	18	9	0	175	

## 10. 特定行政庁別建築確認・計画通知・許可件数の推移(計画変更の確認件数を含む)

(平成30年度~令和5年度)

les etc	lar v	硝	<b>全認件数</b>		1 31	31 - 37 I Id MI	(7637 ) 31 = 72 (0) 31	<b>計司祭供粉</b>	
年度	扱い	建築物	設備	工作物	小計	計画通知件数	(確認+計画通知) 計	許可等件数	
	県	368	2	11	381	25	406	131	
	千葉市	65	8	6	79	35	114	93	
	市川市	15	0	2	17	10	27	127	
	船橋市	11	4	0	15	22	37	37	
	松戸市	23	0	3	26	11	37	57	
	柏市	30	1	0	31	34	65	36	
	市原市	70	0	4	74	10	84	15	
	佐倉市	40	0	0	40	3	43	17	
	八千代市	11	1	0	12	7	19	10	
	我孫子市	4	0	0	4	3	7	14	
	浦安市	9	4	2	15	24	39	8	
平成 30 年度	習志野市	10	0	1	11	8	19	11	
	木更津市	63	0	2	65	7	72	9	
	流山市	7	0	1	8	24	32	11	
	鎌ケ谷市	4	0	0	4	2	6	1	
	野田市	50	0	0	50	9	59	4	
	君津市	30	0	0	30	0	30	0	
	成田市	30	0	5	35	7	42	9	
	茂原市	7	0	0	7	2	9	0	
	四街道市	9	0	4	13	2	15	5	
	白井市	1	0	0	1	0	1	2	
	印西市	8	0	0	8	1	9	6	
	計	865	20	41	926	246	1, 172	603	
	県	315	6	36	357	24	381	141	
	千葉市	50	1	2	53	75 10	128	43	
	市川市	15	1	0	16	18	34	136	
	船橋市	23	2	0	25	23	48	29	
	松戸市	16	0	0	16	10	26	62	
	柏市	17	3	1	21	40	61	34	
	市原市	76	0	1	77	8	85	18	
	佐倉市	32	3	0	35	4	39	6	
	八千代市	10	0	1	11	9	20	6	
	我孫子市	4	0	0	4 7	7	11 25	4	
令和元年度	浦安市	6	1 0	0		18 3	25 7	11 9	
TUTE	習志野市 木更津市	4 67	0		4 68	3 7	75	8	
	不 流山市	7	0	$\begin{array}{c} 1 \\ 0 \end{array}$	7	22	29	23	
	鎌ケ谷市	23	0	0	23	7	30	23 9	
	野田市	23 1	0	0	23 1	2	30	1	
	君津市	26	0	0	26	6	32	2	
	成田市	7	0	0	7	1	8	2	
	茂原市	11	0	0	11	3	14	2	
	四街道市	7	0	0	7	0	7	4	
	白井市	0	0	0	0	0	0	1	
	印西市	10	0	0	10	3	13	3	
	計	727	17	42	786	290	1, 076	554	

		確	認件数					
年度	扱い	建築物	設備	工作物	小計	計画通知件数	(確認+計画通知) 計	許可等件数
	県	335	1	16	352	16	368	83
	千葉市	44	4	2	50	103	153	93
	市川市	14	0	0	14	15	29	122
	船橋市	11	0	0	11	15	26	28
	松戸市	10	0	2	12	10	22	52
	柏市	15	1	1	17	41	58	36
	市原市	87	0	3	90	11	101	29
	佐倉市	24	0	1	25	6	31	15
	八千代市	11	1	10	22	4	26	5
	我孫子市	0	0	1	1	5	6	3
	浦安市	2	1	3	6	12	18	13
令和2年度	習志野市	3	0	0	3	4	7	6
	木更津市	28	0	2	30	6	36	3
	流山市	5	0	1	6	18	24	13
	成田市	28	0	5	33	19	52	16
	鎌ケ谷市	1	0	0	1	2	3	2
	野田市	25	0	0	25	6	31	1
	君津市	14	0	0	14	1	15	1
	茂原市	26	0	0	26	0	26	1
	四街道市	9	0	0	9	3	12	3
	白井市	2	0	0	2	0	2	2
	印西市	7	0	0	7	1	8	5
	計	701	8	47	756	298	1, 054	532
	県	293	3	8	304	25	329	74
	千葉市	18	3	1	22	67	89	94
	市川市	6	4	0	10	10	20	122
	船橋市	15	1	4	20	12	32	31
	松戸市	18	4	1	23	35	58	89
	柏市	11	2	4	17	21	38	28
	市原市	66	1	2	69	8	77	30
	佐倉市	15	0	0	15	6	21	15
	八千代市	13	0	0	13	15	28	5
	我孫子市	2	3	1	6	6	12	2
	浦安市	5	0	1	6	10	16	4
令和3年度	習志野市	4	0	2	6	11	17	5
	木更津市	31	0	1	32	10	42	9
	流山市	7	0	0	7	17	24	6
	成田市	29	0	0	29	18	47	20
	鎌ケ谷市	2	0	0	2	0	2	0
	野田市	12	0	0	12	3	15	
	君津市	9	0	0	9	2	11	0
	茂原市	7	0	0	7	2	9	4
	四街道市	11	0	0	11	0	11	2
	白井市	2	0	0	2	0	2	0
	印西市	6	0	0	6	2	8	4
	計	582	21	25	628	280	908	545

te de	lar y	硝	<b>認件数</b>		1			-1 a fata (a) N//
年度	扱い	建築物	設備	工作物	小計	計画通知件数	(確認+計画通知) 計	許可等件数
	県	239	1	6	246	23	269	108
	千葉市	30	0	1	31	78	109	76
	市川市	6	0	0	6	8	14	111
	船橋市	12	1	5	18	17	35	39
	松戸市	11	2	0	13	5	18	54
	柏市	11	0	2	13	18	31	31
	市原市	59	0	0	59	13	72	23
	佐倉市	8	0	0	8	7	15	8
	八千代市	6	0	1	7	6	13	6
	我孫子市	3	0	0	3	4	7	5
	浦安市	6	2	2	10	8	18	15
令和4年度	習志野市	2	0	1	3	15	15	0
	木更津市	39	0	0	39	9	48	13
	流山市	4	0	0	4	20	24	7
	成田市	19	0	3	22	20	42	23
	鎌ケ谷市	4	0	0	4	0	4	1
	野田市	18	0	0	18	1	19	1
	君津市	11	0	0	11	0	11	0
	茂原市	9	0	0	9	3	12	5
	四街道市	11	0	0	11	1	12	2
	白井市	3	0	0	3	1	4	0
	印西市	4	0	0	4	2	6	2
	計	515	6	21	542	259	801	530
	県	142	3	3	148	27 67	175	103
	千葉市	16	0	0	16	67	83	64
	市川市	6	0	0	6	6	12	96
	船橋市	5	1	0	6	16	22	22
	松戸市	6	1	0	7	11	18	58
	柏市	11	1	3	15	28	43	31
	市原市	52	0	2 0	54 6	15	69 10	38
	佐倉市	6 10	3	0	13	4 8	21	6
	八千代市	0	0	0	0			3
	我孫子市 浦安市	2	3	2	7	4 5	4 12	2
令和5年度	佣女巾 習志野市	1	0	0	1	13	14	7
ロイHリ十段	木更津市	31	2	0	33	9	42	4
	流山市	31	0	0	3	9	12	3
	成田市	19	0	0	19	12	31	16
	鎌ケ谷市	2	0	0	2	0	2	0
	野田市	13	0	0	13	1	14	3
	君津市	13	0	0	13	0	13	2
	茂原市	6	0	0	6	4	10	2
	四街道市	8	0	0	8	0	8	2
	白井市	0	0	0	0	0	0	0
	印西市	2	0	0	2	4	6	1
	計	354	14	10	378	243	621	466

## 11. 特定行政庁別許可等申請取扱件数

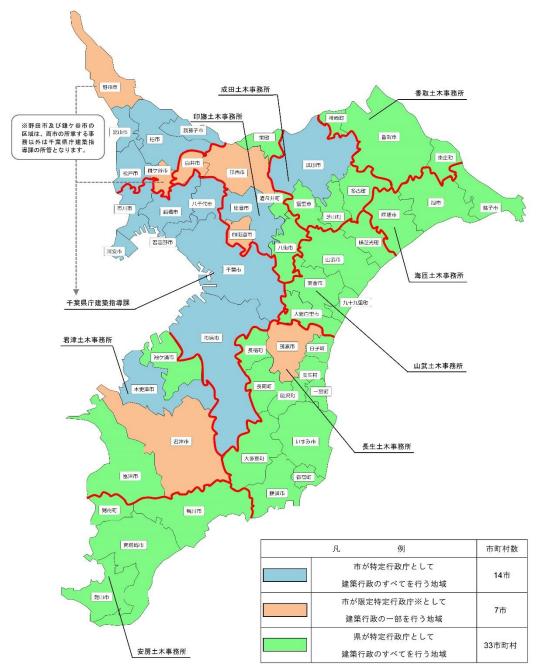
(注) 内訳欄の件数は同一申請で2件以上の条項にわたるものは各々に計上している。

(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

	許可									許可等の件	数の内訳								
	等申	法第 7 条 法第 43 法第 43						法第 53 条					法第 55 条						
	請取 扱総 件数*	の6・ 法18条 第24項	条第2項第1号	条第2項 第2号	法第 44 条 第 1 項	法第 47 条	法第 48 条	法第 51 条	法第 52 条	第4項	第5項	第6項	法第 53 条 の 2	法第 55 条 第 2 項	第3項第1号	第3項	第 4 項 第 1,2 号	法第 56 条の 2	法第 57 条第 1 項
千葉県	103	6	13	11	3	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	64	12	7	20	3	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
市川市	96	1	3	70	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	22	3	2	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
松戸市	58	4	6	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
柏市	31	4	0	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
市原市	38	9	2	4	13	0	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
佐倉市	6	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代市	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我孫子市	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
習志野市	7	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市	3	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	16	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
鎌ケ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂原市	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四街道市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県計	466	47	44	145	22	0	11	8	0	0	0	0	0	1	0	0	3	4	0

											可等の件数	の内部									
					法第 60						法第 85 条	->1 11//									
	法第 57	法第	法第 59	法第 60	条の2	法第 60	法第	法第	法第 68		仏男 00 宋		法第 86	法第 86	法第 86	法第 86	法第 87	法第 87	令第 131	令第 137	内訳計
	条の4	59 条	条の2	条の2	Ø 2	条の3	67条	68 条	条の3~7	第3	第5項	第6項	条	条の2	条の6	条の8	条の2	条の3	条の2	条の 16	1 14/741
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	58	3	0	0	0	0	1	0	0	103
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	1	6	0	0	0	0	0	0	64
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	96
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	22
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	30	0	0	0	0	0	1	0	0	58
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	2	1	0	0	0	0	0	0	31
市原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	38
佐倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
八千代市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
我孫子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
浦安市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
習志野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
流山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
成田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	16
鎌ケ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
千葉県計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6	155	6	7	0	1	0	2	0	0	466

## 12. 建築行政区域図 (令和7年4月1日現在)



※建築基準法第97条の2の規定により建築主事をおく市町村をいう。